証券コード2674
平成27年６月５日

株　主　各　位

新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号
株式会社ハードオフコーポレーション
代表取締役会長兼社長　山　本　善　政

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年６月22日（月曜日）午後２時
2. 場　　所　　新潟市中央区長潟570番地
　　ＨＡＲＤ　ＯＦＦ　ＥＣＯスタジアム新潟　会議室
3. 会議の目的事項
　報 告 事 項
　　１．第43期（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第43期（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）計算書類報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役４名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会終了後、懇談会を30分程度、その後スタジアム見学を60分程度実施いたします。お気軽にご参加下さい。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hardoff.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自 平成26年４月１日
　至 平成27年３月31日）

1．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部で雇用情勢や企業収益が改善し、緩やかな回復基調が見られたものの、小売業界におきましては消費増税による消費の低迷等により、いまだ先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループにおきましては、より多様化するお客様のウォンツとニーズにお応えするため、「①人財育成の強化　②ハードオフ業態のリノベーション　③インターネット社会への対応　④新商材・新業態の進化」の４点を年度重点項目として掲げ、現場力を高め、店舗価値を上げるという目標に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度における出店につきましては、直営店を19店舗新規出店、１店舗を閉店いたしました。また、ハードオフ１店舗をオフハウスに業態転換いたしました。フランチャイズチェーン（以下、「ＦＣ」という）加盟店は32店舗を新規出店、10店舗を閉店いたしました。また、２店舗をＦＣ加盟店から直営店に移管いたしました。なお、閉店の10店舗は、株式会社Ｂ＆Ｈとのフランチャイズ加盟契約の解約によるものです。

以上の結果、直営店は271店舗、ＦＣ加盟店は518店舗となり、直営店・ＦＣ加盟店あわせて789店舗となりました。

当連結会計年度末時点における各業態別の店舗数は次表のとおりであります。

（単位：店）

店舗数	ハードオフ	オフハウス	モードオフ	ガレージオフ	ホビーオフ	リカーオフ	ブックオフ	合計
直営店	77(＋ 8)	77(＋ 7)	24(＋ 3)	7(± 0)	31(＋ 2)	2(＋ 1)	53(△ 1)	271(＋20)
ＦＣ加盟店	231(△ 5)	204(＋12)	5(＋ 1)	8(± 0)	69(＋11)	1(＋ 1)	－	518(＋20)
合計	308(＋ 3)	281(＋19)	29(＋ 4)	15(± 0)	100(＋13)	3(＋ 2)	53(△ 1)	789(＋40)

（注）1. （ ）内は期中増減数を表しております。
2. 子会社の株式会社エコモードが運営するモードオフ11店舗、株式会社ハードオフファミリーが運営するハードオフ10店舗、オフハウス７店舗、ホビーオフ８店舗、ブックオフ20店舗は直営店に含めております。

当連結会計年度の業績は、既存店売上高が0.9％増と前期水準を確保したことに加え、前連結会計年度に出店した16店舗、前連結会計年度の第４四半期より連結開始した株式会社ハードオフファミリーの寄与により、全社売上高は、16,825百万円（前期比18.4％増）となりました。

利益面におきましては、販売費及び一般管理費が新店および株式会社ハードオフファミリーの上乗せにより20.9％増加したものの、増収効果により営業利益は 1,609百万円（前期比5.0％増）、経常利益は1,773百万円（前期比4.3％増）となりました。また、関係会社株式の売却益とフランチャイズ加盟契約の解約に伴う契約解約益合わせて410百万円を特別利益として計上したことにより、当期純利益は1,318百万円（前期比9.6％増）となりました。

事業部門別売上高は次のとおりであります。

【事業部門別売上高】

区分	売上高		
	金額	構成比	前期比
	千円	%	%
ハードオフ事業	4,169,053	24.8	120.1
オフハウス事業	5,501,689	32.7	112.5
モードオフ事業	1,540,740	9.2	125.5
ガレージオフ事業	273,995	1.6	113.9
ホビーオフ事業	939,581	5.6	133.5
ブックオフ事業	3,046,133	18.1	128.8
FC事業	1,353,996	8.0	102.9
合計	16,825,190	100.0	118.4

（注）1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
2. リカーオフは、オフハウス事業に含めて表示しております。
3. FC事業は、ハードオフ・オフハウス・モードオフ・ガレージオフ・ホビーオフ・リカーオフのフランチャイズ事業であります。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額（敷金、保証金および建設協力金を含む。）は、1,002百万円であります。

⑵　直前３事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第　40　期（自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	第　41　期（自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第　42　期（自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	第43期（当連結会計年度）（自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
売上高(千円)	11,506,902	12,025,374	14,214,172	16,825,190
経常利益(千円)	1,501,651	1,431,470	1,700,215	1,773,324
当期純利益(千円)	1,230,276	794,046	1,202,308	1,318,213
１株当たりの当期純利益(円)	91.23	58.88	89.16	97.75
総資産(千円)	11,840,650	11,755,715	13,296,390	14,501,535
純資産(千円)	9,556,226	9,858,838	10,766,542	11,911,008

②当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第　40　期（自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	第　41　期（自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	第　42　期（自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	第43期（当期）（自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）
売上高(千円)	11,184,050	11,522,132	12,878,887	13,807,546
経常利益(千円)	1,455,159	1,418,209	1,560,846	1,658,262
当期純利益(千円)	1,165,641	801,218	1,141,607	1,323,121
１株当たりの当期純利益(円)	86.43	59.41	84.65	98.11
総資産(千円)	11,707,242	11,589,928	12,786,475	14,028,917
純資産(千円)	9,487,660	9,791,888	10,643,490	11,817,036

⑶　重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷　対処すべき課題

［人財育成の強化］

組織を支える人財の育成を最優先の課題として捉え、あらゆる業務に優先して取り組んでまいります。

前連結会計年度から東京オフィスで実施しているスキルアップ研修会を各地域に拡大し、店舗スタッフの専門知識・スキルの更なる向上を図るなど、研修体系を充実するほか、ＦＣ加盟店への支援・指導を行うスーパーバイザーに対する個別指導の実施など、計画的な人財育成に取り組んでまいります。

また、優秀な人財の確保のため、採用活動にもより積極的に取り組んでまいります。

［内部体制の強化］

当社は中期目標である1,000店舗達成に向け、着実に店舗数を増やしております。来るべき1,000店舗体制に耐えうる強固な内部体制の構築に努めてまいります。効率的かつ安定的な組織運営を実現するため、各種オペレーション、事務フロー、情報共有方法などの仕組みを見直す他、コンプライアンス推進のための体制を強化してまいります。

［高付加価値の追求］

前連結会計年度に引き続き、ハードオフグループ専用のネットモールの強化に努めてまいります。システム面ではデザインの変更や新サービスの追加など、よりお客様にとって使いやすいサービスの提供に取り組んでまいります。ＦＣ加盟店へのネットモール導入も強化し、掲載商品数の増加に努めてまいります。

リアル店舗につきましては、既存の複数店舗の売り場を刷新してリニューアルオープンをいたします。お客様に新しい楽しさ、価値を提供できるような店舗づくりを目指してまいります。

⑸　主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、リユース品の仕入・販売を扱うハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフおよびブックオフの各事業の直営店の経営を行うとともに、ハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフの各事業のＦＣ本部として、加盟店に対して経営指導および商品等の販売を行うフランチャイズ事業を行っております。

各事業部門で取扱う商品は、次のとおりであります。

事業部門名	取　扱　商　品　名
ハードオフ	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト・携帯電話等
オフハウス	ブランド品＆アクセサリー・家具・インテリア・ギフト・フード・生活雑貨・レディース＆メンズ衣料・ベビー＆子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
モードオフ	レディース＆メンズ衣料・バッグ・ブランド品等
ガレージオフ	オーディオ・パーツ・タイヤ・ドレスアップ用品等の自動車用品
ホビーオフ	トレーディングカード・ゲーム・フィギュア・プラモデル・その他玩具全般
リカーオフ	酒類（ワイン・ブランデー・ウイスキー等）、つまみ類、グラス等
ブックオフ	本・ＣＤ・ＤＶＤ・ゲームソフト等

⑹　主要な事業所（平成27年３月31日現在）

①本社（本部）　　新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号

②東京オフィス　　東京都港区新橋６丁目14番５号　ＳＷ新橋ビル８階

③子会社

株式会社エコモード　　新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号

株式会社ハードオフファミリー　　千葉県白井市冨士153番地27

④店舗（直営店）　271店舗

地域	店舗数
北海道	ハードオフ・オフハウス札幌西宮の沢店など　６店舗
岩手県	ハードオフ・オフハウス盛岡上堂店　２店舗
秋田県	オフハウス・ブックオフ大館店　２店舗
山形県	ハードオフ・オフハウス山形北店など　９店舗
福島県	ハードオフ・オフハウス福島笹谷店など　４店舗
新潟県	ハードオフ・ブックオフ新発田店、オフハウス新発田店など　７９店舗
群馬県	ハードオフ・オフハウス高崎高関店など　５店舗
茨城県	ハードオフ・オフハウス神栖店、ブックオフ竜ヶ崎緑町店など　５店舗
埼玉県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ埼玉東松山店など　２４店舗
千葉県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ千葉美浜店など　４６店舗
東京都	ハードオフ・オフハウス大泉学園店、モードオフ吉祥寺店など　２１店舗
神奈川県	ハードオフ・ホビーオフ小田原鴨宮店など　１３店舗
長野県	ハードオフ・オフハウス長野北店など　９店舗
愛知県	ハードオフ・オフハウス扶桑店　２店舗
三重県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ伊勢中須店など　１７店舗
京都府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ宇治大久保店　３店舗
大阪府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ大阪泉南店など　９店舗
兵庫県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ西宮店など　６店舗
奈良県	ハードオフ・オフハウス奈良橿原店　２店舗
和歌山県	ハードオフ・オフハウス和歌山次郎丸店　２店舗
長崎県	ホビーオフ・ブックオフ長崎葉山店など　５店舗

⑺　従業員の状況（平成27年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況　　370名

（注）上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを2,432名（１日８時間換算の平均雇用人数924名）採用しております。

②当社の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
293名	13名減	32.9歳	7.0年

（注）上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを1,816名（１日８時間換算の平均雇用人数721名）採用しております。

⑻　主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行済株式の総数　　13,486,022株（自己株式467,978株を除く。）

② 株主数　　6,825名

③ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ヤマモトアセット株式会社	3,432	25.45
山本善政	1,300	9.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	391	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	388	2.87
山本愛子	240	1.78
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	197	1.46
ハードオフコーポレーション社員持株会	169	1.25
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	160	1.19
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	160	1.18
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL REACH FUND	159	1.18

（注）当社は、自己株式467,978株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	山本善政	
常務取締役	長橋健	社長室長
常務取締役	山本太郎	店舗運営本部長
取締役	高澤大介	菊水酒造株式会社　代表取締役社長
常勤監査役	渡辺一男	
監査役	奥山守	
監査役	吉田耕二	弁護士

（注）1.取締役高澤大介氏は、社外取締役であります。
2.監査役渡辺一男、奥山守および吉田耕二の各氏は、社外監査役であります。
3.平成27年４月１日付で常務取締役社長室長 長橋健氏は、常務取締役社長室長兼経営管理本部長に就任いたしました。
4.常務取締役店舗運営本部長 山本太郎氏は、平成27年４月１日付で常務取締役店舗運営本部長兼人財開発部長、平成27年６月１日付で常務取締役店舗運営本部長兼人財開発部長兼直営店舗運営部長に就任いたしました。
5.当社は高澤大介、吉田耕二の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役	93,067千円	４名
監査役	13,200千円	３名
合計	106,267千円	７名

（注）当事業年度末の取締役の員数は４名、監査役は３名であります。

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役高澤大介氏は、菊水酒造株式会社の代表取締役社長を兼任しておりますが、同社は当社との間に特別な取引関係はありません。

ロ．主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　内　容
取締役	高澤大介	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、主に他業種における経験豊富な経営者の観点から適宜発言を行っております。
監査役	渡辺一男	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会17回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、定期的に店舗往査を行っております。
監査役	奥山　守	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会17回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	吉田耕二	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会17回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

ハ．報酬等の総額

4名　　15,000千円

⑶　会計監査人の状況

①　会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

②　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38,340千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③　当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38,340千円

④　非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合、また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合等、その必要があると判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことにともない、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

⑷　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に基づいた「行動指針」を制定し、代表取締役社長がその理念・指針を役員をはじめグループ全社員に継続的に伝達し、法令および社会倫理の遵守を企業活動の原点とし経営理念の実現をはかることを徹底する。

代表取締役社長は、コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンス全体を統括し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規程を整備し役員および社員等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導する。

社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス体制・法令ならびに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めコンプライアンス体制の見直しをはかる。

当社は、役員および社員等が法令もしくは定款上に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは、内部通報制度を通じてコンプライアンス違反通報窓口となる内部監査室長もしくは社外監査役に通報される仕組みを定め、通報内容の秘密を厳守するとともに、通報者に対して通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

当社は健全な企業経営のため、反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとり、反社会的勢力との取引は断固拒絶すべく、常に企業経営の重要事項として反社会的勢力排除に関する対応策を講じる。

反社会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を人事総務部と定め、不当要求防止責任者を人事総務部長とするとともに、事案発生時の報告および対応等の体制整備を行い、警察等外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を強化し、反社会的勢力には毅然とした姿勢で対処する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に人事総務部長を任命する。株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は法令に基づき「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を情報セキュリティや個人情報保護の観点に立ち、文書または電磁的媒体に記録し整理・保存・管理する。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書管理規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時に見直し、改善をはかるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、代表取締役社長は、人事総務部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、「経理規程」「与信管理規程」「ＦＣ管理規程」「リスク管理規程」等に基づいてリスク管理を強化する。

内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めリスク管理体制の見直しをはかる。

有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。なお有事においては代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月１回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。取締役会においては、経営に関する重要事項の決定や経営に影響をおよぼすリスク事項等の検討ならびに中期経営計画および年度予算に基づいた各部門の目標に対する取締役の業務執行が効率的に行われるように監督を行う。

また、職務分掌規程に基づいた取締役の効率的な業務遂行体制を阻害する要因については、その分析を行い改善をはかっていく。

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役のうち１名は社外取締役とし、取締役会の活性化と経営監視機能の強化をはかる。

⑤当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、当社グループの管理は、代表取締役社長の任命により社長室長が統括する。

関係会社業務については、その自主独立性を尊重し予算計画に基づいた方針と効率的な業務遂行、経営理念に基づいた行動指針に則ったコンプライアンス体制の整備・構築、リスク管理体制の確立をはかるため、円滑な情報交換により適正なグループ活動を促進する。重要案件については事前協議を行う体制とし、関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

内部監査室は、当社グループ全体の管理体制を監査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の分析把握と改善に努め当社グループ全体の管理体制の見直しをはかる。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、補助すべき使用人を配置する場合の人事については取締役会と監査役が協議を行い決定するものとし、その補助すべき使用人は他の職務との兼任はせずにもっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実、取締役および使用人の職務遂行に関する不正行為、重要な法令ならびに定款に違反する事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実を監査役に報告するものとする。

また、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、各部門からの重要な月次業務執行事項、その他必要な重要事項を法令および「監査役会規程」ならびに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対してヒアリングし説明を求めることとする。

監査役会は、代表取締役社長、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い相互認識と信頼関係を深めるものとする。

なお、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

当社は、監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払等の請求を行ったときは速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部監査室において、内部統制の整備・運用を行い、社内への周知徹底をはかる。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことにともない、平成27年５月11日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

⑸　会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社では、以下の「財務および事業の方針」を理解し支持する者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配すべき者として望ましいと考えております。

「財務および事業の方針」

法令および社会規範を遵守するとともに次の事項を推進し、企業価値の向上を目指す

Ⅰ．経営の収益性や効率性を高め業績の向上に努め積極的な利益還元をはかる

Ⅱ．経営の透明性を確保する

Ⅲ．顧客や社員はじめあらゆるステークホルダーから信頼され支持される経営体制を構築する

上場会社である当社の株式は、株主および投資家の皆様による自由な取引に委ねられており、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき判断されるべきものと考えております。また支配権の獲得を伴うような当社株式の大規模な買付けであっても、上記方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、支配権の獲得提案を受け入れるか否かは株主の皆様の判断によるものと考えております。

しかしながら、大規模な買付提案の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が当該提案の内容を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を提供しないもの等対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも想定されます。

このような、上記の財務および事業の方針に反する不適切な者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社は、必要かつ相当な対応措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値・株主共同利益の向上のために、次のような取組みを実施しております。

一．中長期的な経営戦略による企業価値・株主共同利益向上への取組み

当社の経営陣は、経営理念を実現するため最善の経営方針を立案し誠実な経営に努めております。こうした努力の結果、当社の強みは次のようになりました。

Ⅰ．独自のビジネスモデルによるローコスト・ハイリターンの高い経営効率を実現

Ⅱ．自己資本比率の高い、変化に即応・挑戦できる強い企業体質を確保

Ⅲ．リーディングカンパニーとしてリユース業界をリードし、直営店・ＦＣ加盟店での店舗展開により全国789店舗（平成27年３月末現在）のネットワーク網を構築

Ⅳ．多業態のリユースショップ展開により多様化するお客様のウォンツとニーズに応えると同時に、各業態の専門性を高めることでお客様からの信頼を獲得

当社は、現在、「2020年、1,000店舗達成。お客様満足度・収益性共に圧倒的なリユース業界におけるリーディングカンパニーになる。」を中期ビジョンとして掲げ、その実現に向け2013年度より、① 人財育成の強化、② ハードオフ業態のリノベーション、③ インターネット社会への対応、④ 新商材・新業態の進化　に重点的に取り組み、企業価値・株主共同の利益の向上をはかっております。

また当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。１株当たりの利益や自己資本利益率（ＲＯＥ）、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、配当性向30％以上を基本に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

なお内部留保金につきましては、さらなる業績の向上と経営効率の改善により安定的な蓄積に努め、今後の人財育成および新設店舗への投資や新規事業分野の展開等に備えるために活用してまいります。

二．コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同利益向上への取組み

経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現をはかり企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

当社は、経営理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役１名・社外監査役３名を選任しております。

また、株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益を追求してまいります。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、直近では平成26年６月23日開催の当社第42回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき更新しております。その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始できるものとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、株主の皆様の意思を確認する株主総会を開催する場合があります。なお、本プランの有効期限は、平成29年６月開催予定の当社第45回定時株主総会終結の時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、② 株主共同の利益を損なうものではないこと、③ 株主意思を反映するものであること、④ 独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,982,469	流動負債	1,711,204
現金及び預金	1,846,386	買掛金	56,561
売掛金	316,035	リース債務	159,893
有価証券	101,117	未払法人税等	455,368
商品	3,305,706	未払金	212,067
繰延税金資産	114,984	未払費用	539,143
その他	302,782	その他	288,169
貸倒引当金	△4,545	固定負債	879,322
固定資産	8,519,066	リース債務	363,331
有形固定資産	3,875,939	資産除去債務	267,539
建物及び構築物	2,384,393	長期未払金	230,072
土地	983,544	その他	18,379
リース資産	448,194	負債合計	2,590,527
その他	59,806	【純資産の部】	
無形固定資産	341,965	株主資本	11,618,759
のれん	258,998	資本金	1,676,275
その他	82,966	資本剰余金	1,769,327
投資その他の資産	4,301,161	利益剰余金	8,351,447
投資有価証券	1,847,171	自己株式	△178,290
関係会社株式	135,198	その他の包括利益累計額	292,248
繰延税金資産	187,862	その他有価証券評価差額金	292,248
敷金	1,246,726	為替換算調整勘定	－
差入保証金	333,954	純資産合計	11,911,008
建設協力金	282,631		
その他	285,491		
貸倒引当金	△17,875		
資産合計	14,501,535	負債・純資産合計	14,501,535

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		16,825,190
売上原価		4,905,444
売上総利益		11,919,745
販売費及び一般管理費		10,310,683
営業利益		1,609,062
営業外収益		
受取配当金	45,086	
持分法による投資利益	32,179	
受取地代家賃	19,140	
その他	95,103	191,510
営業外費用		
支払利息	8,145	
貸倒引当金繰入額	17,875	
その他	1,228	27,248
経常利益		1,773,324
特別利益		
契約解約益	300,000	
関係会社株式売却益	110,163	410,163
特別損失		
減損損失	83,642	
固定資産除却損	3,160	86,802
税金等調整前当期純利益		2,096,685
法人税、住民税及び事業税	879,712	
法人税等調整額	△101,240	778,471
少数株主損益調整前当期純利益		1,318,213
少数株主利益		－
当期純利益		1,318,213

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,676,275	1,769,327	7,437,814	△177,480	10,705,936
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△404,580		△404,580
当期純利益			1,318,213		1,318,213
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△810	△810
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	913,633	△810	912,823
当期末残高	1,676,275	1,769,327	8,351,447	△178,290	11,618,759

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	35,637	24,969	60,606	10,766,542
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△404,580
当期純利益				1,318,213
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△810
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	256,611	△24,969	231,642	231,642
連結会計年度中の変動額合計	256,611	△24,969	231,642	1,144,465
当期末残高	292,248	―	292,248	11,911,008

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　株式会社エコモード、株式会社ハードオフファミリー

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　１社

・関連会社の名称　　株式会社エコプラス

⑶　連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

持分法の適用範囲の変更　　平成26年９月30日付で株式会社エコプラスの発行済株式の30％を保有することとなったため、新たに株式会社エコプラスを持分法適用の範囲に含めております。
また、平成26年８月11日付で株式会社ブランドオフの全株式を売却したことにより持分法適用の範囲から除外しております。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑸　会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品　　主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、加盟店向けの消耗品・備品は月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。

また、事業用定期借地契約による借地上の建物および定期建物賃貸借契約による建物については、耐用年数を定期借地権または定期借家権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……15年～38年

構築物……10年～20年

器具備品……２年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除くソフトウェア）

定額法　自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、５年間で均等償却しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　3,335,050千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,954,000株	－株	－株	13,954,000株

⑵　自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	467,978株	1,800株	－株	469,778株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月23日定時株主総会	普通株式	404,580	30	平成26年3月31日	平成26年6月24日

（注）1株当たり配当額30円には、特別配当5円が含まれております。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	472,010	35	平成27年3月31日	平成27年6月23日

（注）1株当たり配当額35円には、特別配当5円が含まれております。

4．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

資金調達に関しては主に自己資金によっており、必要な資金を確保しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容およびそのリスク

有価証券および投資有価証券は、主にMMＦ、上場企業の株式等であり、発行体の企業価値および市場価格の変動リスクに晒されております。敷金は、主に新規出店時における契約先への預け入れであり、契約先の信用リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（株価等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については､定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し､市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

敷金については、店舗開発管理規程に沿ってリスクの低減をはかっております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴ 現金及び預金	1,846,386	1,846,386	－
⑵ 投資有価証券	1,791,103	1,791,103	－
⑶ 敷金	1,246,726	1,190,861	55,865
資産計	4,884,216	4,828,351	55,865
⑴ リース債務（１年内返済予定含む）	523,225	506,211	△17,014
⑵ 未払法人税等	455,368	455,368	－
負債計	978,593	961,579	△17,014

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資　産

⑴現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑶敷金

敷金の時価は、相手先の信用状態および見積り返済期限等に応じたグルーピングを行い、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値によっております。

負　債

⑴リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっております。

⑵未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	39,661
投資事業有限責任組合への出資	16,405
MMF	101,117
関係会社株式	135,198
合　　計	292,384

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

5．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　883円33銭

⑵　1株当たり当期純利益　97円75銭

6．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7．その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,129,510	流動負債	1,497,629
現金及び預金	1,573,439	買掛金	49,623
売掛金	296,620	リース債務	145,138
有価証券	101,117	未払金	196,844
商品	2,757,465	未払費用	431,377
貯蔵品	7,107	未払法人税等	434,337
前払費用	205,875	未払消費税等	214,090
繰延税金資産	102,096	前受金	1,384
その他	91,108	預り金	14,228
貸倒引当金	△5,321	その他	10,604
固定資産	8,899,407	固定負債	714,252
有形固定資産	3,268,385	リース債務	273,751
建物	1,918,354	資産除去債務	205,825
構築物	50,558	長期未払金	216,785
器具備品	31,544	その他	17,890
土地	915,044	負債合計	2,211,881
リース資産	352,883	【純資産の部】	
無形固定資産	90,048	株主資本	11,526,632
のれん	9,000	資本金	1,676,275
借地権	13,765	資本剰余金	1,768,275
ソフトウェア	54,031	資本準備金	1,768,275
リース資産	6,091	利益剰余金	8,259,562
電話加入権	7,160	利益準備金	17,100
投資その他の資産	5,540,974	その他利益剰余金	8,242,462
投資有価証券	1,833,623	別途積立金	6,625,000
関係会社株式	1,695,200	繰越利益剰余金	1,617,462
長期前払費用	38,194	自己株式	△177,480
関係会社長期貸付金	20,000	評価・換算差額等	290,403
繰延税金資産	153,783	その他有価証券評価差額金	290,403
敷金	1,031,111	純資産合計	11,817,036
差入保証金	264,232		
建設協力金	282,631		
その他	240,311		
貸倒引当金	△18,115		
資産合計	14,028,917	負債・純資産合計	14,028,917

損 益 計 算 書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		13,807,546
売上原価		4,026,803
売上総利益		9,780,743
販売費及び一般管理費		8,248,477
営業利益		1,532,265
営業外収益		
受取利息及び配当金	47,285	
その他	104,614	151,899
営業外費用		
支払利息	7,003	
貸倒引当金繰入額	18,115	
その他	784	25,902
経常利益		1,658,262
特別利益		
契約解約益	300,000	
関係会社株式売却益	161,000	461,000
特別損失		
減損損失	83,642	
固定資産除却損	3,160	86,802
税引前当期純利益		2,032,459
法人税、住民税及び事業税	815,000	
法人税等調整額	△105,661	709,338
当期純利益		1,323,121

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,676,275	1,768,275	17,100	6,125,000	1,198,921
当期変動額					
剰余金の配当					△404,580
当期純利益					1,323,121
別途積立金の積立				500,000	△500,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	―	500,000	418,541
当期末残高	1,676,275	1,768,275	17,100	6,625,000	1,617,462

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△177,480	10,608,091	35,398	10,643,490
当期変動額				
剰余金の配当		△404,580		△404,580
当期純利益		1,323,121		1,323,121
別途積立金の積立				―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			255,004	255,004
当期変動額合計	―	918,541	255,004	1,173,545
当期末残高	△177,480	11,526,632	290,403	11,817,036

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 有価証券の評価基準および評価方法

イ．関係会社株式　　移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準および評価方法

イ．商品　　売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）　ただし、加盟店向けの消耗品・備品は月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ロ．貯蔵品　　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑶ 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

また、事業用定期借地契約による借地上の建物および定期建物賃貸借契約による建物については、耐用年数を定期借地権または定期借家権の残存期間、残存価額を零とした定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……15年～38年
構築物……10年～20年
器具備品……２年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法　自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、のれんの償却については、５年間で均等償却しております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用　　支出の効果の及ぶ期間で均等償却

⑷ 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑸ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額

2,614,064千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 88,161千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 210,343千円

営業取引以外の取引 54,620千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式 467,978株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失および資産除去債務の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。なお、繰延税金資産と繰延税金負債とは、それぞれの表示区分ごとに相殺して表示しております。

法人税率の税率の変更による繰延税金資産および負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.38％から平成27年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.83％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.07％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は23,401千円減少し、法人税等調整額が37,367千円、その他有価証券評価差額金が13,965千円、それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額 876円24銭

⑵ １株当たり当期純利益 98円11銭

8. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社ハードオフコーポレーション
取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　口　　誠　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハードオフコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社ハードオフコーポレーション
　取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　　朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　口　　誠　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

株式会社ハードオフコーポレーション　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　渡　辺　一　男 ㊞

社　外　監　査　役　奥　山　　守 ㊞

社　外　監　査　役　吉　田　耕　二 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置づけております。１株当たりの利益や自己資本利益率（ROE）、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、配当性向30％以上を基本に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績や内部留保等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金35円　　総額472,010,770円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月23日

２．剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目およびその額
　　別途積立金　　1,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	やまもと　よしまさ 山本　善政 （昭和23年４月１日生）	昭和47年７月　株式会社サウンド北越（現、株式会社ハードオフコーポレーション）創業設立、専務取締役 昭和63年４月　当社代表取締役社長 平成19年６月　当社代表取締役会長 平成20年４月　当社代表取締役会長兼社長（現任）	1,300千株	なし
2	ながはし　つよし 長橋　健 （昭和42年10月６日生）	平成３年４月　日本生命保険相互会社入社 平成15年３月　当社入社 平成15年６月　当社社長室長 平成20年６月　当社取締役社長室長 平成23年６月　当社常務取締役社長室長 平成27年４月　当社常務取締役社長室長兼経営管理本部長（現任）	10千株	なし
3	やまもと　たろう 山本　太郎 （昭和55年11月16日生）	平成17年３月　株式会社ファーストリテイリング入社 平成19年10月　当社入社　社長室次長 平成23年４月　当社経営企画室長 平成23年６月　当社常務取締役経営企画室長 平成25年４月　当社常務取締役店舗運営本部長 平成27年４月　当社常務取締役店舗運営本部長兼人財開発部長 平成27年６月　当社常務取締役店舗運営本部長兼人財開発部長兼直営店舗運営部長（現任）	124千株	なし
4	たかさわ　だいすけ 高澤　大介 （昭和34年10月31日生）	昭和60年７月　菊水酒造株式会社入社 平成元年10月　同社専務取締役 平成９年６月　当社社外取締役（現任） 平成13年４月　菊水酒造株式会社代表取締役社長（現任）	40千株	なし

（注）１.高澤大介氏は社外取締役候補者であります。
２.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
（１）社外取締役候補者の選任理由
高澤大介氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（２）社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
高澤大介氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって18年となります。
なお、会社法施行規則第74条第４項に定める、社外取締役の選任に関する議案に記載する事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
３.高澤大介氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場／新潟市中央区長潟570番地
ＨＡＲＤ　ＯＦＦ　ＥＣＯスタジアム新潟　会議室
電話　（025）287－8900

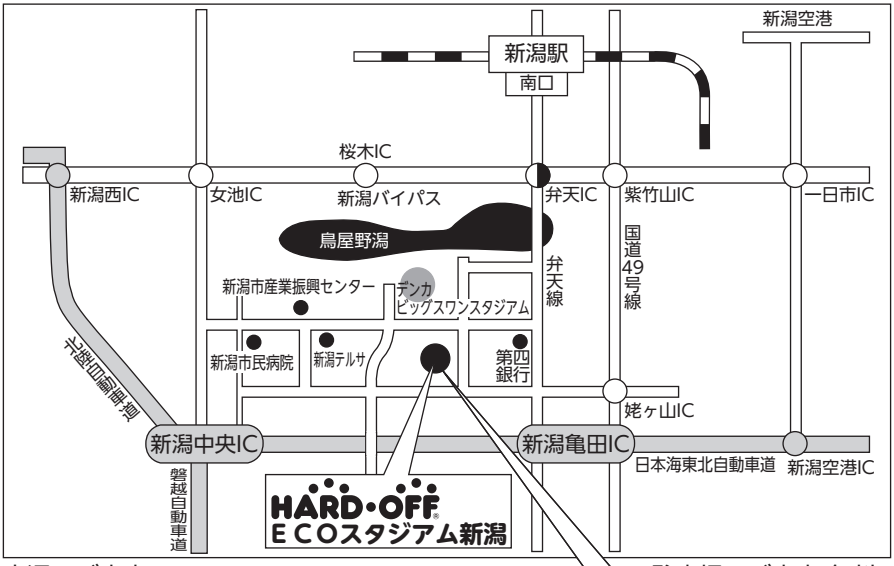

交通のご案内

ＪＲ新潟駅より車で約１５分／
新潟空港より車で約２５分／
日本海東北自動車道
新潟亀田ICより車で約５分／
北陸自動車道 新潟中央ICより車で約５分

バス（新潟交通）
新潟駅南口発
・新潟市民病院行き
・新潟市民病院経由
　曽野木ニュータウン・大野行き
　のいずれかに乗車後、「スポーツ公園前」下車
　所要時間約２０分
　※１時間に２～３本程度の運行

駐車場のご案内(無料)



駐車台数:約170台 入口に案内係がおりますので案内に従ってご入場下さい

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。